

特定相談に関する見直し案

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

解説

本条は、市が実施する障害を理由とする差別に関する相談（以下では「特定相談」といいます。）について定めた条文です。一般の相談とは別に、障害を理由とする差別に関する特定の相談として受付・対応していますが、相談しやすいよう「障害」や「差別」という言葉は避け、単に「特定相談」としています。

小金井市市内で発生した事案については、小金井市民（在住・在勤）以外の人からの相談にも応じるようにします。

なお、差別に関する相談については、東京都の相談機関に相談することもできます。